

2019年12月25日

JFS-C 認証スキーム文書 Version 2.5 の変更点の概要

一般財団法人食品安全マネジメント協会

1. 改定の目的

JFS-C 認証スキームは、2018年11月、GFSIより、製造セクターの一つであるEIV（常温保存製品の加工）に対する承認を受け、現在、GFSIより、製造セクターのEI（腐敗しやすい動物性製品の加工）及びEIII（腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工）についてのセクター拡大のための審査を受けています。

また、2019年10月には海外認定機関であるJAS-ANZ（正式名称：The Joint Accreditation System of Australia and New Zealand）との間で認定業務に係る契約を新たに締結し、今後、認証のさらなるグローバル化を進めていく所存です。

そこで、今後、グローバルな展開も含めたまますの普及と拡大を推進し、JFS-C 認証スキームによる認証の信頼をさらに高めるため、JFS-C 認証スキーム文書の4.2.1を下記2のとおり改定し、新たに認証機関との間で契約を締結するにあたって事前審査を実施することとします。なお、本改定は、2019年8月にGFSIが実施した事務所審査において指摘された不適合に対する是正処置の一貫でもあります。

2. 改定の内容

（改定前）

4.2.1 認定機関による認定

本スキームの認証業務を行う認証機関は、以下の条件を満たさなければならない。

- 1) 協会との間で本スキームに基づく認証活動を行うための契約を締結すること

（改定後）

4.2.1 認証機関の前提条件

本スキームの認証業務を行う認証機関は、以下の前提条件を満たさなければならない。

- 1) 協会による事前審査を受けた上で、理事会による承認に基づき、協会との間で本スキームに基づく認証活動を行うための契約を締結すること

以上